

令和4年3月22日

各小・中学校 保護者 様

郡上市教育委員会

教 育 長

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について（お知らせ）

このことについて、岐阜県教育委員会より通知がありました。本県に対する「まん延防止等重点措置」区域の指定は3月21日をもって解除されますが、新規陽性者数は依然、「避けたいレベル」である「レベル4相当」の水準にあるなど、決して気を緩めてよいとは言えない状況です。

子どもたちの学びの機会を確保し、教育活動を継続していくため、各学校においては、県の通知に基づき新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営を行ってまいります。

保護者の皆様のご協力、児童生徒のみなさんの努力、地域の方々の支えをいただき、感染防止対策を徹底した学校運営を続けてきました。今後、第6派の終息と来る状況に備える意味でも、県の感染防止対策に従い学校運営を継続していきたいと存じます。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、基本的には感染防止対策について家族で再度確認、確実に実施をしていただくようお願いします。

今回示されたガイドラインの概略は次の通りです。

【3月22日からの学校運営の変更点】

基本的には感染防止対策の考え方は変わりません。

- 飛沫感染予防 = マスク着用・部屋の換気 ※体育時、熱中症を注意
- 接触感染予防 = 手指衛生（流水と石鹸での手洗い・アルコールによる手指消毒）
- 飲食を伴った会話での感染がほとんど ← 黙食の重要性
- 3密（密閉、密集、密接）の環境（1密でも危険）
- 症状が出た人は症状が出る前2日から他者への感染性あり

児童生徒・教職員への丁寧なメンタルケアとハラスメント防止の徹底

感染者や新型コロナワクチン接種に関してなど、これまで以上に人権意識を高め、感染者等へのメンタルケア及び児童生徒・教職員等に対するハラスメント防止を徹底すること。

感染リスクの高い活動

- ・合唱など感染リスクの高い活動は、感染防止対策を徹底して実施。
- ・呼気が激しくならない軽度な運動は、可能な限りマスクを着用すること。
- ・宿泊を伴う行事・活動は、感染防止対策を徹底して実施すること。
（登下校以外のスクールバスの運行は原則に則り運行を再開します。）

部活動（少年スポーツクラブも含む）

- ・感染防止対策に万全を尽くしたうえで、「岐阜県中学校部活動指針」に示す週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。（週当たり2日以上休養日、少なくとも平日1日・休日1日以上休養日を設定し、平日2時間程度、休日3時間程度の活動）

家庭と連携した学校外の日常生活における感染防止対策の徹底

- 県外への外出は、3密回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。特に、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域への不要不急の外出は自粛すること。
- 日常生活における基本的な感染防止対策（3密回避・マスク着用・手指消毒（十分な手洗い）等）を徹底すること。
- ★本人、家族でPCR検査を受検する状況になったら、速やかに学校に連絡をすること。